

# 国立大学法人和歌山大学科学研究費助成事業の応募資格に係る申し合わせ

制 定 令和7年11月14日  
学 長 裁 定

## (趣旨)

第1条 この申し合わせは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科学研究費助成事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業（奨励研究、研究成果公開促進費及び特別研究員奨励費を除く。以下「科研費」という。）に係る応募資格について、必要な事項を定めるものとする。

## (科研費の応募資格)

第2条 科研費の応募資格を有する者は、次の各号に掲げる者のうち本学の研究活動を行うことを職務に含み、かつ、本学の研究活動に実際に従事している者（研究の補助のみに従事している者を除く。）とする。

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手
  - (2) 学長及び理事のうち、前号に定める者として過去に本学に所属したことがある者
  - (3) 国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程に基づき雇用される特任教員のうち、所属する部局の長が応募資格を有することを認めた者
  - (4) 名誉教授のうち、和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせに基づき、科研費の応募又は実施を行う者
  - (5) 客員教授及び客員准教授のうち、学長が認める者
  - (6) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（PD、RPD 又は CPD）のうち、国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員雇用 PD 等受入規程に基づき本学において受け入れた者
  - (7) 附属学校教員のうち、学長が認める者
- 2 前項の定めにかかわらず、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）のうち、国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員受入規程に基づき本学において受け入れた者は、科研費の応募資格を有するものとする。
- 3 第1項第5号及び第7号の者は、科研費の応募又は実施を行う各年度において、所属する部局の長の承諾を得た上で、別に定める様式により、学長による承認を受けるものとする。
- 4 前項により学長の承認を受けた者が、科研費の応募又は実施を行う場合は、第1項第1号に定める者が当該科研費の研究組織へ研究代表者又は研究分担者として参画するものとする。ただし、研究分担者が研究組織に参画できない研究種目については研究協力者として参画するものとする。

## (雑則)

第3条 この申し合わせにより難いと学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることが

できる。

◆応募資格取扱に係る早見表

職種	研究代表者	研究分担者
教授、准教授、講師、助教、助手	○	○
学長、理事(過去に上記の教員として所属したことがある者)	○	○
特任教員	□	□
名誉教授	△	△
客員教授、客員准教授	▽	▽
特別研究員(PD、RPD、CPD、DC)	○ (※)	○
附属学校教員	▽	▽

○・・・応募資格を有する。

□・・・所属する部局の長が認めた場合、応募資格を有する。

△・・・「和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせ」に基づき、科研費の応募又は実施を行う者

▽・・・学長による承認を受けた場合、応募資格を有する。

本学の教員(教授、准教授、講師、助教又は助手)が科研費の研究組織に研究代表者又は研究分担者として参画することを要件とする。

ただし、研究分担者が研究組織に参画できない研究種目については、研究協力者として参画することを要件とする。

※・・・日本学術振興会特別研究員(PD、RPD、CPD 又は DC)は、公募要領で定められた研究種目にのみ研究代表者としての応募資格を有する。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和7年11月14日より施行する。
- 2 この申し合わせの施行により、科学研究費助成事業の応募資格者等に係る申し合わせ(平成17年10月1日制定)は廃止する。